

第1部 (総論)

第1章 国際会計基準って何？

2010年7月8日

TAC国際会計基準講座



20世紀後半： 事業の国際化が会計の国際化を求める

- 会計の国際化の前は、事業活動の国際化がある。
 - 企業は、自らの財務諸表を対外交渉活動に活用する。
 - 信用調査に応じたり、資金調達の際に開示を行ったり。
 - その活動範囲が国境を越えれば、新たなコミュニケーションツールを用意する必要が出てくることになる。
- 民間レベルでは…
 - 取引開始時等における、信用調査のニーズがある。
 - 必要性に迫られた企業は、外国語の財務諸表を作成。
 - 会計基準の差異については、追加記載や説明によって補足。
- 市場監督者は…
 - 海外企業が資金調達をする場合等に、いかなる財務諸表の提出を求めるかの決定が必要に。
 - 会計先進国同士では、相互に基準を認めあうことになった。



会計基準間差異は、 「国際分散投資コスト」を生み出す。

- 投資家は、「ローカル基準の財務諸表」をいやがる。
 - ローカルの手法は、理解に背景知識を要求する。

- 国際投資市場という視点では、
会計基準間差異は「社会的コスト」である。
 - 国際分散投資を行う投資家にとっては、ローカル会計基準の理解のための分析の手間はコストでしかない。



最もシンプルな処方箋＝「会計基準の統一」 その前に、国家の壁が立ちはだかる

- 「単一の会計基準の世界の上場企業すべてへの強制適用」は最もシンプルな処方箋である。
- ただし、これは「国家主権」の問題と真っ向からぶつかる。
 - 20世紀は「国家」の時代である。
 - 国家は、その領域内で自らの利益のために自由に法を定めることが出来る。
 - それを尊重し合うのが現代の国際体制である。
 - 国際協調の難しさは、ここにある。



1973～：しばらくは、実務レベルで調整へ

- 会計先進国の会計専門家は、この問題についての委員会を結成。
(1973 IASC)
 - 互いの会計基準の情報共有と、相互調整を開始する。
 - 同時に、「会計基準統一時代」を見据えた「国際会計基準 (IAS)」の策定に着手。
 - ただし、強制力を持たないIASCはシンクタンクでしかなく、IASは研究資料でしかなかった。



1987～：再び、国際資金調達の本格化が、グローバルスタンダードを求める。

- 1980年代半ばよりIOSCOが、IASCにオブザーバー参加を開始する。
 - 国際資金調達が本格化する中、開示規制の統一が求められていた。
 - 差異は依然として、投資家・企業の双方にとってコストであり続けた。
 - 当時のグローバルスタンダードは、US-GAAP。ただし、内容が詳細すぎて使い勝手が悪かったため、IOSCOは別の候補を探していた。
 - IASCへは、IASの改善を条件に、基準への国際的地位の付与を打診。



2000～： IASの国際的な採用、始まる。

- 2000年の「IASコアスタンダード」完成とともに、IOSCOは各国にIASの使用許可を勧告。
 - 国際資金調達の基準として、まず採用される。

- そして、同年EUがさらに踏み込んだ政策を発表。
 - 国家統合の1ステップとして通貨（1999 ユーロ導入）に続き、2005年における会計の統一化をIASによって行うことを発表する。



2005～：会計基準 2. 5極体制に

□ 「国際会計基準戦争」第2幕開始。

- EU+IASB連合が、グローバルスタンダードの地位に挑戦。
 - EU外からの上場企業に、IFRSorIFRS同等基準による開示を要求
 - FASB,ASBJから、コンバージェンス合意を取り付け。
 - 日米以外の国へIFRSの導入を勧め、勢力拡大。
- アメリカは、グローバルスタンダード：US-GAAPの地位の維持に腐心。
 - FASBによるIASBの乗っ取りをはかる声も
- 日本は、第3勢力として
自国基準の品質向上実施。
 - 独自路線を維持しようとする

各国の主権 (国内ルールは自国で決める) を前提とした、会計基準のシェア争いの時代へ



The IASC Foundation

Our objective

Develop, in the public interest, a single set of high quality, understandable, enforceable and globally accepted financial reporting standards based upon clearly articulated principles.

- **2001年IASC財団、IASB誕生：**
 - **公益のために、高品質の単一グローバル財務報告基準を開発することを使命とする。**

The IASC Foundation

In doing so:

- promote the use and rigorous application of those standards;
- take account of the needs of a range of sizes and types of entities in diverse economic settings; and
- promote and facilitate adoption of IFRSs through the convergence of national accounting standards and IFRSs.

□ 組織戦略:

- IFRSの適切な適用を推進すること
- 様々な規模の企業、多様性のある経済状況における適用を考慮に入れること
- 主要な会計基準設定主体とコンバージェンスにおいて協調すること

IFRS around the world

Since 2001, almost 120 countries have required or permitted the use of IFRSs. All remaining major economies have established time lines to converge with or adopt IFRSs in the near future.

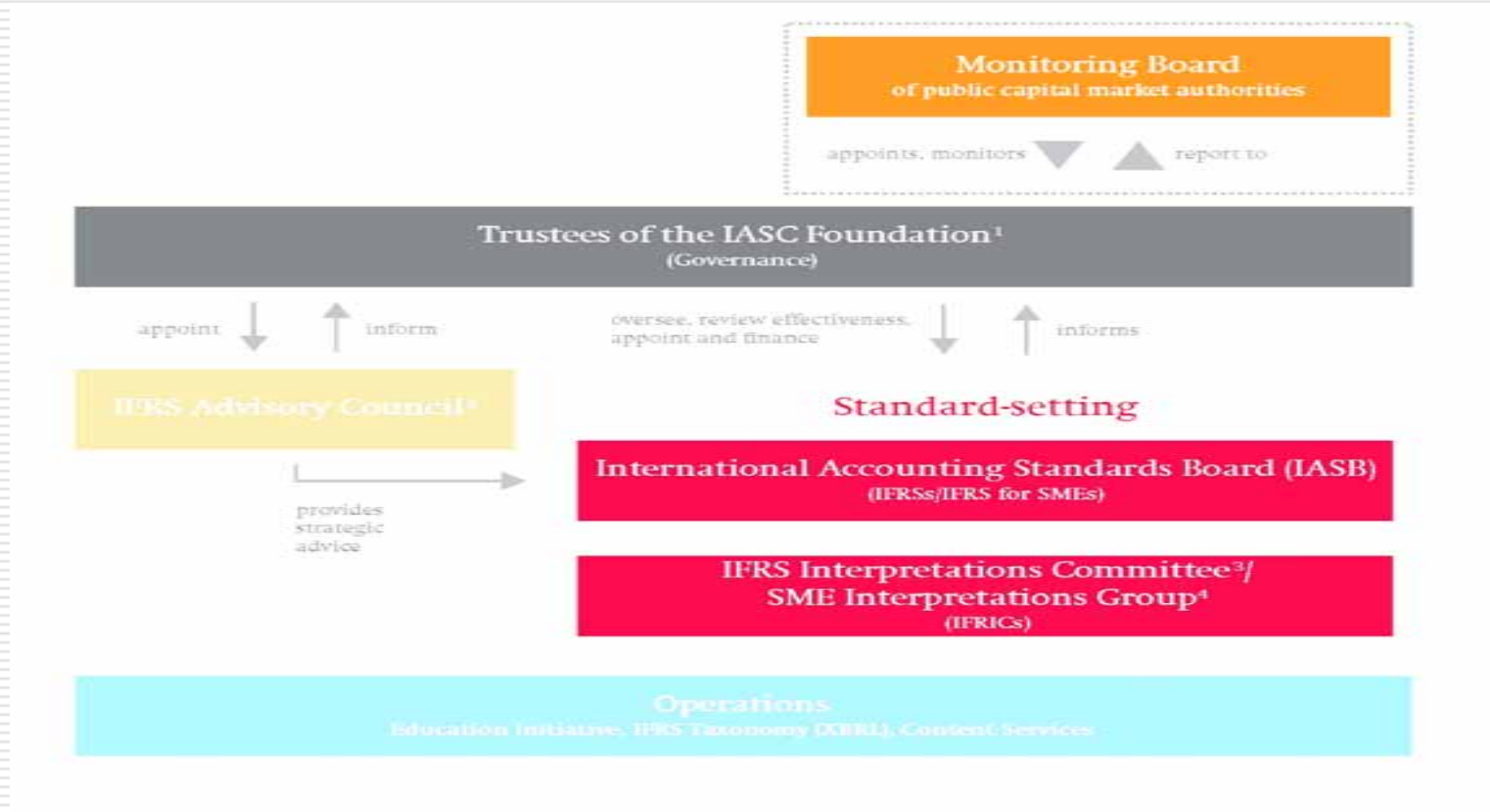
Current use of IFRSs in the countries of the G20*

COUNTRY	STATUS FOR LISTED COMPANIES
Argentina	Required for fiscal years beginning on or after 1 January 2012
Australia	Required for all private sector reporting entities and as the basis for public sector reporting since 2005
Brazil	Required for consolidated financial statements of banks and listed companies from 31 December 2010 and for individual company accounts progressively since January 2008
Canada	Required from 1 January 2011 for all listed entities and permitted for private sector entities including not-for-profit organisations
China	Substantially converged national standards
European Union	All member states of the EU are required to use IFRSs as adopted by the EU for listed companies since 2005

IFRS around the world

France	Required via EU adoption and implementation process since 2005
Germany	Required via EU adoption and implementation process since 2005
India	Convergence process ongoing with a 2012 adoption target
Indonesia	Government plans full convergence by 2012 with IFRSs as of 1 January 2009
Italy	Required via EU adoption and implementation process since 2005
Japan	Permitted from 2010 for a number of international companies; decision about mandatory adoption by 2016 expected around 2012
Mexico	Required from 2012
Republic of Korea	Required from 2011
Russia	Required for banking institutions and some other securities issuers; permitted for other companies
Saudi Arabia	Not permitted for listed companies
South Africa	Required for listed entities since 2005
Turkey	Required for listed entities since 2008
United Kingdom	Required via EU adoption and implementation process since 2005
United States	Allowed for foreign issuers in the US since 2007; target date for substantial convergence with IFRSs is 2011 and decision about possible adoption for US companies expected in 2011

The IASC Foundation



2008/09: Lehman Shock

- 米国の信用力の低い個人の住宅ローン(サブプライムローン)の証券化商品ブーム
 - アメリカでは国を挙げての、個人の住宅取得支援政策がとられていた
 - 加熱した投資資金の流入により、どんどん信用力の低い融資が組み込まれる。
 - サブプライム関連資金は、ピーク時には世界で700兆円へ(世界のGDPの約10%近く)
- 2007年頃、米国の住宅価格の値下がり始まる
 - ローン担保の住宅価値が下落。借り換えがむずかしくなる。
 - 個人は返済不能に。金融商品はデフォルトへ。
- 世界中の投資家はパニックに → 資金の引き上げへ
 - 証券化商品=リスク低減のため、他の金融商品と複雑に関連
 - 影響がどの商品、企業まで及ぶのかのトレースは不可能
- 急に資金の出し手がなくなったことで企業は苦境に
 - 2008年9月15日 名門投資銀行 リーマン・ブラザーズ 破綻
 - サブプライム関連ローンによる損失&資金調達不能
 - 投資家の危機意識はピークに
- 結果、世界中の資本市場は冷え込むことに

この後、各国政府が施策を打ち出すが
どれも有効に機能せず……



2008/11:G20サミットスタート

- リーマンショックにおける大きなパラダイムシフト
 - 金融危機対策は、もはや各国それぞれの対応では解決できない。
 - 世界は「システム」であり、複雑に関連し合っている。
 - 必要なのは、連携し、一貫した金融市場の管理である。
 - 「国家」のパラダイムから、「世界」のパラダイムへ

- G20で首脳会合がスタート
第1回金融・世界経済に関する首脳会合
(2008年11月15日、ワシントン)

- 危機の根本的な原因

- 高度安定成長、投資資本の世界的な増加は、リスク評価の甘い、高利回り投資を発生させた。
- 不健全なリスク管理慣行、複雑で不透明な金融商品、過度のレバレッジが、システムを脆弱にした。
- 政策・規制当局はリスクを適切に評価せず、金融の技術革新についていけなかった。
- 各国の一貫性と調整なき経済政策と不十分な構造改革が、世界的マクロ経済の危機を招いた。



2009/04: 第2回G20サミット

- 第2回 金融・世界経済に関する首脳会合 (2009年4月2日、ロンドン)
 - 金融危機への対応として「金融システム強化宣言」を打ち出す
 - 金融安定理事会設立。IMFと協働。
 - 規制・監督をすべての金融機関・商品・市場に。
 - 銀行の自己資本規制の強化
 - 信用格付会社の規制を強化
 - 一部証券会社の高額報酬を規制
 - ヘッジファンド規制実施
 - タックス・ヘイブン対応措置実施
 - 単一の質の高いグローバルな会計基準の実現
 - 会計基準における評価・引当基準の改善

IFRSの世界的な採用は、各種の政策と一体となる
国際金融市場の安定化のための施策。



会計基準の統一は、 危機対策の主軸の一つへ

□ G20首脳声明付属文書

- 会計基準設定主体は、単一の質の高いグローバルな会計基準を実現するため、監督当局及び規制当局と緊急に協働するべき。
 - 国際会計基準審議会の定款の見直しを通じ、健全性規制当局及び新興市場国を含む利害関係者の関与を改善する。
- 会計基準設定主体は、金融商品の価格評価の基準を改善すべきであり、2009 年末までに以下のための措置を採るべき。(ターゲット:金融業)
 - 金融商品の会計基準に関する複雑性を低減
 - 価格評価基準の適用に関して国際的整合を実現。
 - 信用情報をより広く取り込み、貸倒引当金の認識を強化。
 - 資産・負債の評価、オフバランス処理についての改善。
- 勧告されている会計基準設定主体はIASB&FASB
 - 想定されている会計基準はIFRS
 - 世界は、統一基準としてのIFRSに合意

日米もG20の参加国として、
宣言に沿った政策運営を実施することに



国際合意を受けて、 IFRSの世界的な採用は急激に進行

- 国際的合意を背景に、IFRSユーザーは約120カ国に。
- 意思決定未了の主要国は、アメリカ・日本のみ。



2009～：米国・日本もIFRS導入へ

□ アメリカ

■ 強制適用

- 2011年 IFRS全面採用に関する最終的意志決定
- 採用する場合、2015年12月期から時価総額に合わせて段階適用
- 対象は、すべての公開企業

■ 任意適用

- 2009年12月期より
- 適格企業にIFRSを任意で採用することを認める

□ 日本

■ 強制適用

- 2012年 IFRS全面採用に関する最終的意志決定
- 採用する場合、最低3年の準備期間を用意
 - 2016年3月期の第1四半期からの適用が有力
- 対象は、すべての公開企業

■ 任意適用

- 2010年3月期より、
- 適格企業にIFRSを任意で採用することを認める
 - 1号案件は、日本電波工業株式会社



～2011:G20からのオファーで、 IFRSの見直しを進めるIASB (&FASB)

- G20からの要請を受け、IASBはFASBと連携してIFRSの見直しに着手。
 - 期限は2011年6月だったが、2011年末まで伸びる予定。
- 金融危機関連プロジェクト
 - 連結範囲の見直し
 - オフバランス取引の見直し
 - 公正価値測定の見直し
 - 金融商品の区分・評価の見直し
 - 金融商品の減損会計見直し
 - ヘッジ会計の見直し
- 会計基準のコンバージェンス (収斂) PJ
 - 財務諸表の表示形式の見直し
 - 税効果会計の見直し
 - ジョイントベンチャー会計の見直し
 - リース会計の見直し
 - 退職給付会計の見直し
 - 収益認識基準の見直し
- 詳細は、www.iasb.org



～2012:日本もIFRS採用までに、 会計基準をIFRSと収斂

- ASBJはIASBと、IFRSの導入までの間に、
日本基準を実質的にIFRSと収斂させる合意をしています。
 - 期限は新IFRSが適用される2013年1月

- 実施内容
 - 包括利益の導入
 - のれんの非償却化
 - 開発費の資産計上の導入
 - その他、IASBが現在着手中の
IFRSの変更内容の導入 (前ページ参照)

- 詳細は、www.asbj.or.jp



2015～:

IFRSが世界の多様性を表現する

- 会計基準と企業活動の間をつなぐのは誰か？
 - 各国の会計人がそれを担う。
 - IFRSはあくまで「言語」であり、それを運用するのは「人」である。

